

消防団員向け
退職報償金制度について
(令和 8 年 1 月)

福島県市町村総合事務組合

1 退職報償金とは

退職報償金は、退職した消防団員の多年の労苦に報いるために支給する功労金としての性格を持つ金銭給付です。

2 退職報償金の支給額

退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した方に、階級及び勤務年数に応じて、次のとおり支給します。

階級	勤務年数	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上
		10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	
団長	239	344	459	594	779	979	1,079	
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009	
分団長	219	318	413	513	659	849	949	
副分団長	214	303	388	478	624	809	909	
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834	
団員	200	264	334	409	519	689	789	

(令和7年4月1日以後に退職した消防団員に適用)

3 支給額の決定

(1) 支給基礎階級の決定

支給基礎階級（退職報償金支給の基礎となる階級）は、退職した日に属していた階級ですが、次に該当する場合は、その階級となります。

- ① 退職時の階級及び退職時の階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（「団員」を除く。）の直近下位の階級
- ② 退職時の階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、その上位の階級

(2) 勤務年数の算定

① 勤務期間の合算

勤務年数は、消防団員（退職報償金の支給対象となっている機能別消防団員を含みます。）として勤務していた期間を合算（勤務期間が複数あった場合、それぞれ前後の期間を合算）して算定しますが、次に該当する勤務期間は合算できません。

- ア 既に退職報償金が支給されていた場合は、その基礎となった期間
- イ 再入団後1年未満で退職した場合は、その期間
- ウ 「退職報償金が支給されない団員」として任用されて勤務した場合は、その期間

② 勤務年数の計算

勤務年数は、消防団員になった日の属する月から退職した日の属する月までの月数で計算しますが、退職した日の属する月と再入団した日の属する月が同じ月である場合は、その月は、再入団後の勤務年数には算入しません。（階級異動の場合も同様です。）

③ 勤務年数からの除算

居住地を離れて不在だった等の理由で、消防団員として一定期間活動できなかつたことが明白である場合は、その期間は勤務年数に算入しません。

※ 居住地を離れ、消防団員として活動できないまま退職した方の勤務年数の計算は、実際に活動できた最終の日までとして行います。（除算期間初日の前日に退職したものとして算定します。）

④ 勤務期間の通算

退職日の翌日に再入団した場合（勤務期間の前後に空白期間がない場合）は、勤務期間が通算されます。（消防団員から、退職報償金の支給対象となっている機能別消防団員に任用されることとなった場合を含みます。）

4 受給遺族の範囲

在職中の消防団員が亡くなられて退職された場合、退職報償金の支給を受けることができる遺族の方の順位は次のとおりです。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、消防団員の方が亡くなられた当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で消防団員の方が亡くなられた当時、主としてその収入によって生計を維持していた方
- (3) (2)に該当しない子及び父母

※ 父母については養父母を先にし、実父母を後になります。

※ 同順位の方が2人以上ある場合は、その人数で等分して退職報償金を支給しますが、総代者を選任することにより、総代者に一括支給することができます。

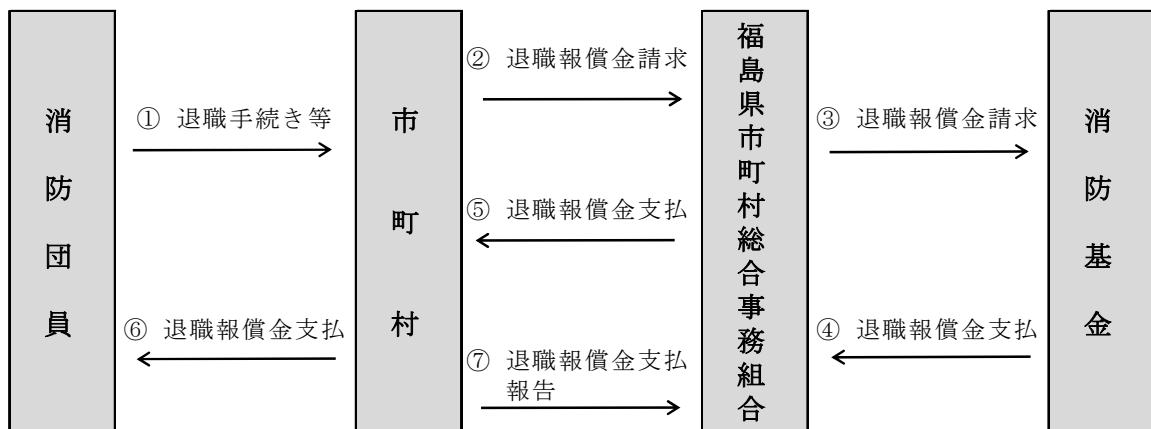
5 支給制限

次のいずれかに該当した場合は、退職報償金を支給することができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した場合
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した場合
- (4) 勤務成績が特に不良であった場合
- (5) (1)から(4)のほか、退職報償金を支給することが不適当と認められる場合

6 退職報償金の支払いまでの流れ

退職報償金の支払いまでの流れを図示すると次のとおりです。



※ 「消防基金」とは退職報償金の支払いを的確に実施するために契約している団体。